別　紙（地域内フィーダー系統）

令和　８年　６月２９日

（名称）御坊市地域公共交通活性化再生協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

御坊市の地域公共交通は、主として地域をまたぐ広域移動を支えるJR紀勢本線（きのくに線）と、日高地域の市町を連絡する路線バス（熊野御坊南海バス、中紀バス）、御坊市内の移動を支える紀州鉄道、面的に移動を支える一般タクシーがある。

これらの地域公共交通では、利用者減少が進んでおり、令和2(2020)年1月頃からの新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や生活スタイルの変化等とあいまって、利用者の減少が加速している。さらには、御坊市を含む日高地域の人口減少や少子高齢化による「人の移動」自体の減少や、阪和自動車道の4車線化をはじめとする道路網整備と自家用車の普及等が進んでおり、地域公共交通を取り巻く環境は、ますます厳しくなると想定される。

このような状況において、本事業の対象とする乗合バスについては、国土幹線（JR紀勢本線）や地域幹線に対する支線として運行し、自家用車を運転できない高齢者や子どもを中心に、通学や買い物・通院等の日常生活に不可欠な移動手段として機能しているため今後も継続した運行が必要な一方で、御坊市、沿線他町、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保が必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

目標値は、コロナ禍前の水準への回復を目指すために、御坊市地域公共交通計画策定以前の５か年で最高となる年度の値を採用して設定している。

日高川線の利用者数を 60,988 人以上とする。

日高川線の御坊市負担額は 3,174 千円とする。

日高川線の収支率は 19%以上とする。

（御坊市地域公共交通計画　P.98　参照）

（２）事業の効果

日高川線を維持することにより、日高川町内から御坊市内への通学や通院、買い物等の日常生活に不可欠な移動手段が確保され、自家用車を運転しない人の外出の促進や、ひいては地域の活性化が期待できる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・系統や便数、運行ダイヤの見直し（熊野御坊南海バス株式会社）
・運転免許証返納者に対する運賃半額による利用促進（熊野御坊南海バス株式会社）
・沿線の学校を対象としたモビリティ・マネジメントの実施（御坊市、熊野御坊南海バス株式会社）
・御坊市と交通事業者等の間での随時の意見交換や情報共有（御坊市、熊野御坊南海バス株式会社）
・日高地域の自治体間での協議・連絡の場の継続設定（御坊市、日高川町）
・複数市町を横断して運行する基幹的な路線の維持確保（御坊市、日高川町）
・高齢者や障害児者を対象とした外出支援施策の実施（御坊市）
・地域公共交通の利用促進を目的とした出前講座の実施（御坊市）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る日高川線に係る御坊市から運行事業者への補助金額については、その運行に係る費用総額（約 40 百万円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額のうち、沿線町である日高川町と協議を行いながら決定した金額を支出することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

日高川線の利用者数や収支率、御坊市負担額については、数値指標により評価を実施する。

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

別　紙（地域内フィーダー系統）

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

別　紙（地域内フィーダー系統）

18. 協議会の開催状況と主な議論
令和８年６月１８日付けで、書面にて令和８年度第１回協議会を開催。地域公共交通確保維持事業に係る計画書について協議。
19. 利用者等の意見の反映状況
市内を経由するバス路線の利用者に対してアンケートを実施したところ、日高川線については日高川町から御坊市内の高校へ通学する学生の利用が特に多く、また御坊市内の商業施設や病院、JR 御坊駅に向けた利用もあったことから、運行を確保・維持する必要性について本計画に明記している。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　和歌山県御坊市薗 350 番地 2
（所　属）　御坊市役所企画政策部企画政策課
（氏　名）　石倉　正憲
（電　話）　0738-23-5518
（e-mail）　kikaku@city.gobo.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名	市区町村名	協議会名
和歌山県	御坊市	御坊市地域公共交通活性化再生協議会

年度
令和９年度

Ｒ１０年度～計画期間最終年度については、Ｒ９事業年度から運行内容に変更がないため省略

申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	（申請番号）運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表７・別表９・別表１０）				
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準ハで該当する要件（別表７・９）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表７のみ）
1	御坊市	熊野御坊南海バス株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(1) 日高川線	御坊南海バス前	高津尾	川原河	32.9km	32.9km	365.0日	1,946.0回			路線型	令和５年度	① 幹線接続	・御坊南海バス前及び御坊駅で熊野御坊南海バスが運行する補助対象地域間幹線系統である印南線と接続 ・御坊駅にてJR紀勢本線に接続	③ 前年度から引き続き運行
2	御坊市	熊野御坊南海バス株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(2) 日高川線	御坊駅	高津尾	川原河	30.6km	30.6km	365.0日	487.0回			路線型	令和５年度	① 幹線接続	・御坊駅で熊野御坊南海バスが運行する補助対象地域間幹線系統である印南線と接続 ・御坊駅にてJR紀勢本線に接続	③ 前年度から引き続き運行
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		

表５　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名
和歌山県	御坊市	御坊市地域公共交通活性化再生協議会

年度
令和 9 年度

	人　口
人口集中地区以外（人）	18,318 人
交通不便地域等（人）	23,481 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
23,481 人	全地区	半島振興法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度